

令和 7 年度 公用車売却（一般競争入札）実施要領

北秋田市では、使用しなくなった圧雪車を一般競争入札により売却いたします。
一般競争入札に参加される方は、次の事項をご承知のうえ参加してください。

1. 売却車両

番号	車 種	型 式	年 式	最低売却価格 (税抜き)	保管場所
1	圧雪車（大原）	SRH270	平成 7 年 12 月	100,000 円	湯口内スキー場
2	圧雪車（ピンスポンダー）	PB160D	平成 10 年 12 月	120,000 円	松森スキー場

2. 売却条件

- (1) 売買代金は、入札書に記載した金額に消費税相当額が加算された額となります。
- (2) 車両は保管場所から現状渡しになります。
- (3) 車両の引き取り及び登録又は解体処分・輸送等に係る費用については、全て落札者の負担になります。
- (4) 積載品を処分する場合は、関係法令等に基づき適正に処分してください。その際、廃棄処分・運送等に係る費用については、全て落札者の負担になります。
- (5) 車両の状況は、市での車両確認日現在のものであり、引き取り時の状況を保証するものではありません。なお、その他の車両の不具合等については、車両の公開において確認してください。
※詳しい車両の状況、動作確認は各自で確認して入札に参加してください。また、運搬方法も各自でご準備下さい。
- (6) 引き渡し後の不備や故障、隠れた瑕疵を発見しても市は一切責任を負いません。

3. 入札参加資格

入札日当日に 20 歳に達している個人又は法人とします。但し、次に該当する方はこの入札に参加できないものとします。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する方
- ② 地方自治法第 238 条の 3 の規定に該当する方
- ③ 北秋田市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員に該当する方
- ④ 秋田県暴力団排除条例第 10 条及び 11 条に違反している事実がある方
- ⑤ 市税等を滞納している方
- ⑥ 入札参加申込書を提出していない者

4. 入札参加申込方法等

- (1) 公用車売却（一般競争入札）実施要領の配布期間・配布場所は以下のとおりです。

ア 期 間 令和 7 年 10 月 3 日（金）から令和 7 年 10 月 20 日（月）まで

イ 時 間 9：00～17：00 まで

ウ 場 所 北秋田市鷹巣字東中岱 11 鷹巣体育館内 北秋田市文化スポーツ課 スポーツ振興係
※様式は北秋田市のホームページからダウンロードできます。

(2) 申込み受付期間等

ア 期 間 令和7年10月3日（金）から令和7年10月20日（月）まで

イ 時 間 9:00~17:00 まで

ウ 場 所 北秋田市鷹巣字東中岱 11 鷹巣体育館内 北秋田市文化スポーツ課スポーツ振興係

エ 方 法 必要事項を記載の上、下記の必要書類を添えて持参してください。

(3) 申込みに必要な書類

ア 個人の場合

①公用車売却（一般競争入札）参加申込書【様式1】

②住民票抄本

③市税等の納付証明書

イ 法人の場合

①公用車売却（一般競争入札）参加申込書【様式1】

②現在事項全部証明書

③市税等の納付証明書

④法人役員等に関する調書【様式2】

※証明書については、提出日より3ヶ月以内に発行されたものをご用意ください。

(4) 質疑応答

入札に関して質問がある場合は、質問書【様式3】に内容を記入のうえ、FAX又は電子メールにより提出してください。

ア 期 間 令和7年10月3日（金）から10月15日（水）午後2時まで

イ 提 出 〒018-3331 秋田県北秋田市鷹巣字東中岱 11 鷹巣体育館内

北秋田市文化スポーツ課 スポーツ振興係 担当：戸沢

FAX番号 0186-62-3801

電子メール sports@city.kitaakita.akita.jp

ウ 回 答 入札参加申込者に対して、10月17日（金）までに回答いたします。

5. 車両の公開

現車確認を希望する方は、10月20日（月）までに各車両保管場所にてご確認ください。

6. 入札必要書類の交付

入札に必要な以下の書類は、令和7年10月23日（木）までに郵送により交付します。

①公用車売却（一般競争入札）参加資格確認書

②入札書【様式4】

③委任状【様式5】

7. 入札方法

入札及び開札は、次の日時・場所で行います。

ア 日 時 令和7年10月27日（月） 午前10時から

（受付：入札開始時刻の15分前から）

ウ 会 場 北秋田市役所 第二庁舎 1階 第一会議室

エ 提出書類 ①公用車売却（一般競争入札）参加資格確認書

②入札書

※入札は所定の入札書【様式4】により行ってください。

※入札者の欄には、住所・氏名（法人の場合は名称及び代表者名）等を記入のうえ押印してください。

※金額の記入は、黒若しくは青のボールペン又はインクを使用してください。

※アラビア数字を用い、数字の先頭に「¥」を付けてください。

※代理人が入札するときは、委任状【様式5】を提出してください。

③入札書提出用封筒

※入札書は、市販の定型封筒に入れて提出してください。

※封筒の大きさは、入札書を三つ折りにしてはいる程度の大きさの封筒を使用してください。

※封筒の表面には提出日と入札件名を記載し、封筒裏面のつなぎ目に入札者の印を押印し、封かんしてください。

【封筒記入例】

<表面>

令和●●年●●月●●日
圧雪車売却（一般競争入札）

<裏面>

(株) △△△△
代表取締役 □□□□

④委任状（代理の方が参加する場合のみ）

※代理の方が参加する場合は、受付時に提出してください。

8. 落札者の決定

入札（開札）の結果、最低売却価格以上の価格であって最高の金額をもって入札した方を落札者に決定します。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2名以上あったときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

9. 売買契約の締結

本市との契約は、落札者を決定した日の翌日から起算して7日以内に、市との間で契約を締結していただきます。

なお、落札者が正当な理由なく落札決定の日から契約締結期限までに契約を締結しない場合、落札は無効になります。

10. 売買代金の納入

売買代金は契約書に定める納入期限までに市が発行する納入通知書により一括納付してください。

11. 車両の引き取り

（1）車両は、売買代金の納入日から30日以内に引き取りをお願いします。また、引き取り予定日時を事前にご連絡ください。

（2）車両は現状渡しで、引き渡し後、隠れた瑕疵の発見や不測の事故が発生しても、市は一切の責任を負いません。なお、保管場所からの車両の搬出は、落札者の責任と負担で行ってください。

1 2. 引き渡し後の手続き

車両を解体処分する場合、落札者は、その責任において車両の解体処分を行うとともに、解体処分報告書（任意様式）に解体状況が確認できる写真を添付し、車両引渡し後 30 日以内に提出してください。

【入札に関する問い合わせ先】

〒018-3331 秋田県北秋田市鷹巣字東中岱 11 鷹巣体育館内
北秋田市観光文化スポーツ部 文化スポーツ課 スポーツ振興係
Tel 0186-62-3800
Fax 0186-62-3801